

検査又は調査の結果(平成28年度)

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
5月11日	長坂	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 発破飛石に関するリスク低減措置を検討するよう指導した。
5月12日	和賀仙人松川	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 施業案を変更しようとするときは、現況調査を実施するよう指導した。 2. 作業手順書の周知及び保安規程の改正について指導した。
5月19日 ～5月20日	細倉	鉛・亜鉛	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	特になし
5月19日 ～5月20日	細倉	鉛・亜鉛	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし
5月23日	南古遠部	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	特になし
5月23日 ～5月25日	尾去沢	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし
5月24日 ～5月25日	尾去沢	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	特になし
6月8日 ～6月9日	八戸石灰	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	特になし
6月9日 ～6月10日	尻屋	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	特になし
6月9日 ～6月10日	東鉄松川	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	不適	1. 排水中和装置排出口の側溝が塩酸により浸食されているため改修するよう指導した。
6月9日 ～6月10日	東鉄松川	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの振動が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	不適	1. 騒音及び振動測定結果の記録の保存について、現地測定データについてもエビデンスとして保存するよう指導した。 2. 鉱山保安法施行規則第32条の規定に基づき、使用前検査結果の記載すべき事項について、記録し保存するよう指導した。
6月9日 ～6月10日	松川石灰	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの騒音が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし
6月15日 ～6月16日	揚ノ沢	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 保安管理者の選任は、鉱山に常駐している者とするよう指導した。 2. 施業案を変更しようとするときは、現況調査を実施するよう指導した。 3. 巡視・点検は、実施頻度、方法を定めて実施し、記録するよう指導した。 4. 坑内で使用する車両系鉱山機械には消火器を備えるよう指導した。 5. 保安を推進するための活動の結果を記録するよう指導した。

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
6月15日 ～6月16日	揚ノ沢	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	不適	1. 坑廃水処理施設からの排水水について、保安規程に定めるとおり、月1回以上分析するよう指導した。
6月17日	竜ヶ森	金	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 電気の作業監督者を選任するよう指導した。 2. 保安推進活動の結果を記録するよう指導した。 3. 保安教育の実施結果を記録するよう指導した。
6月22日	板谷	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	特になし
6月22日	板谷	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	不適	1. か焼場及び貯鉱場脇の排水路について、巡視及び点検結果を保安日誌に記載するよう指導した。また、沈砂池からの放流水についても、白濁状況の確認結果を日誌に記載するよう指導した。
6月28日 ～6月29日	羽州象潟	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 必要な要員を確保し保安管理体制を整備するよう指導した。 2. 保安を確保するための措置の確認及び評価について指導した。 3. 新規就労鉱山労働者に対する教育及びその記録について指導した。 4. 選解任届の提出について指導した。 5. 鉱山労働者代表の変更届の提出について指導した。 6. ガスメーターの修理について指導した。 7. 保安日誌の閲覧及び押印について指導した。
6月28日 ～6月29日	羽州象潟	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、石油坑井の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	特になし
6月29日 ～6月30日	金浦	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 坑口装置のガス漏洩及び腐食状況を確認し、措置の必要性を検討するよう指導した。
6月29日 ～6月30日	金浦	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし
6月29日 ～6月30日	象潟	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	特になし
6月29日 ～6月30日	象潟	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	不適	1. R-E号井については、速やかに廃坑措置の内容を報告するよう指導した。 2. R-M号井から公共用水域への排水水については、水質検査を行うよう指導した。
7月6日 ～7月7日	大槌	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 保安教育の結果を記録するよう指導した。
7月7日 ～7月8日	新浪板	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 採掘切羽の現況調査を行い、安全を確認した上で作業を行うよう指導した。 2. 表土置場の高さが10mを超えているので、現況調査を行い、適切な措置を講ずるよう指導した。 3. 人を運搬する施設(自動車)の届出について指導した。 4. 保安確保措置の実施状況を確認する時期を明確にするよう指導した。
7月11日 ～7月13日	小坂	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. 捨鍍川河川水が既設排水路に乗らずに元山水砕鍍集積場法尻部に達して流下しているため、排水路を延長するなどの対応を行うよう指導した。 2. たい積を終了した集積場について現況調査を行いリスク評価を行うよう指導した。

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
7月11日 ～7月13日	小坂	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの鉱煙が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし
7月11日 ～7月13日	小坂	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし
7月14日 ～7月15日	真野	金	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 施業案の申請前に現況調査を実施するよう指導した。 2. 人を運搬する施設(自動車)の届出について指導した。 3. 現況調査を実施して、安全な方法で土砂の仮置きするよう指導した。 4. 選鉱場の廃水は、工事計画のとおり循環使用するよう指導した。
7月27日	松川石灰	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	特になし
7月27日	松川石灰	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山の作業場における粉じんの基準適合及び保守管理状況について立入検査を行った。	不適	1. 粉じん濃度の改善について指導した。
7月27日 ～7月29日	花岡	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし
7月28日 ～7月29日	花岡	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	特になし
8月23日 ～8月24日	花輪	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	不適	1. 中和処理すべき中ノ沢たい積場の法面排水が中和処理系統に入らず、沈殿池経由で排出されていたので、適正に処理するよう指導した。 2. 旧選鉱場跡浸透水導水管の継ぎ目から漏水が認められたので、補修するよう指導した。 3. 女平坑廃水処理場第2号沈殿池の排水に殿物の混入が認められたので、対策を講ずるよう指導した。 4. 作業手順書に別に定める旨、記載している「事故・災害の緊急マニュアル」が作成されていないので、これを作成し、作業者に周知するよう指導した。
8月24日 ～8月25日	常豊堂ヶ沢	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. ベルトコンベアテール部に保護カバーを設置するよう指導した。
8月25日 ～8月26日	藤田貝化石	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 保安パトロールを確実に実施するよう指導した。 2. 再教育の結果を記録するよう指導した。 3. 溶接作業について作業手順書を作成するよう指導した。
8月24日 ～8月26日	秋津	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし
8月25日 ～8月26日	宝倉	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし
8月25日 ～8月26日	大巻	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし
9月5日 ～9月6日	黒川	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	不適	1. 坑水処理施設のろ過タンクから漏油が認められるので改善するよう指導した。

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
9月5日 ～9月6日	黒川	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、石油坑井の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1.巡視点検については、保安規程と相違している事項があるので改善するよう指導した。
9月6日 ～9月7日	東石豊川	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、石油坑井の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. 坑井のやぐらの控綱について整備を実施し倒壊防止を図るよう指導した。 2. パイプラインに係る巡視点検については、保安規程と相違している事項があるので改善するよう指導した。 3. 廃坑予定の休止井については廃坑措置を促進するよう指導した。
9月6日 ～9月7日	東石豊川	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし
9月14日 ～9月15日	大石田	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	特になし
9月15日 ～9月16日	飯豊	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	特になし
9月26日 ～9月27日	小久慈	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 鉱山道路における適切な転落防止措置について指導した。 2. 保安を確保するための措置の確認及び評価について指導した。 3. 不整合が散見させるので保安規程を見直すよう指導した。 4. 保安管理体制について、現況調査を行い整理するよう指導した。 5. 連絡体制について、現況調査を行い整理するよう指導した。 6. 重機及び自動車の精密点検を実施するよう指導した。 7. 退避・救護の訓練を計画を立てて実施するよう指導した。 8. 消火器の点検を計画を立てて実施するよう指導した。 9. 選鉱場の監視作業は回転体との接触頻度が高いため、現況調査を行いリスク低減措置を講ずるよう指導した。
9月28日	階上青新大理石	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているかについて立入検査を行った。	不適	1. 選鉱場の粉じん飛散防止措置の強化について指導した。 2. 第一切羽跡の窪地に水が溜まって危険なため、立入禁止措置の対策を講ずるよう指導した。 3. 保安推進活動の実施結果を記録するよう指導した。
9月29日 ～9月30日	長坂	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの騒音が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし
9月29日	長坂	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	特になし
9月29日 ～9月30日	和賀仙人松川	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの騒音が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし
9月29日 ～9月30日	和賀仙人松川	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし
10月11日	羽州象潟	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 保安を確保するための措置の確認及び評価について指導した。 2. 新規就労鉱山労働者に対する教育及びその記録について指導した。 3. ガスメーターの修理について指導した。 4. 保安日誌の閲覧及び押印について指導した。 5. 送水ポンプフランジ部分の湧水の補修について指導した。

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
10月11日	羽州象潟	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、石油坑井の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	特になし
10月12日	鳥海	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	特になし
10月13日	由利原	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	特になし
10月12日 ～10月14日	小坂	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	特になし
10月12日 ～10月14日	小坂	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし
10月17日	板嵐	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 救急・救護訓練及び避難訓練の実施について指導した。
10月17日	板嵐	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山の作業場における粉じんの基準適合及び保守管理状況について立入検査を行った。	適	特になし
10月17日 ～10月19日	尾去沢	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	特になし
10月17日 ～10月19日	尾去沢	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	不適	1. 市鳥疎水坑からの排水については、pH、銅、溶解性鉄の3項目について、排出基準に不適合となっているため、改善措置の報告を行うよう指導した。
10月24日	松岡	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし
10月25日	大石田	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし
10月25日 ～10月26日	申川	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 第三集油所の敷地境界が不明確で、鉱山以外の者が容易に立ち入り火気を使用するおそれがあるため、現況調査を行い適切な措置を行うよう指導した。
10月26日 ～10月27日	八橋	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 保安を確保するための措置の確認及び評価について、時期を明確にするよう指導した。
11月7日 ～11月9日	細倉	鉛・亜鉛	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし
11月7日 ～11月9日	細倉	鉛・亜鉛	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの鉱煙が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし
11月7日 ～11月9日	細倉	鉛・亜鉛	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	特になし

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
11月17日	八総	銅	廃止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし
11月17日	柴倉	金	廃止	鉱山保安法第39条第1項に基づき、鉱業を実施したことにより生ずる危害及び鉱害を防止するための必要な設備をすることを命ずるか否かについて調査を行った。	適	特になし
11月25日	巖美石灰	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 保安に関する措置を評価し、定期的に現況調査を行い、これらの記録を保存するよう指導した。 2. 退避訓練等の災害に備えるための措置を行うよう指導した。 3. 保安規程に基づく新規採用者教育を実施し、記録するよう指導した。
11月28日	板嵐	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づく報告による災害特別検査を行った。	不適	1. 現況調査を実施し、災害の原因を究明するとともに再発防止対策を講ずるよう指導した。
11月29日 ～12月1日	田老	銅	廃止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし
12月2日	わら口	けい石	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、休閉山時対策措置が適正に実施されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 堤沢南北堆積場の次の箇所については、土砂で埋没しているため、浚渫するよう指導した。(堤沢北堆積場底設暗渠呑込部の集水枡、堤沢北堆積場非常用排水路呑込部の集水枡、堤沢北堆積場左岸山腹排水路、堤沢南堆積場右岸山腹排水路)
12月7日 ～12月8日	白竜	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 鉱さい一時集積場(粉じん発生施設)は、鉱さいが撤去されているので、特定施設の廃止届を提出するよう指導した。 2. 砂味仮置場の最上部に亀裂があり崩壊のおそれがあるため、保安措置を行うよう指導した。 3. 保安規程に定める巡視及び点検について、現況の点検巡視及び記録に基づいて整理するよう指導した。
12月8日	遠忠馬場	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山の作業場における粉じんの基準適合及び保守管理状況について立入検査を行った。	不適	1. 粉じん濃度の改善について指導した。
12月8日 ～12月9日	遠忠馬場	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 選鉱場へ上がる階段の基礎部分が一部削られ不安定であるため、盛土等を行うよう指導した。
12月8日 ～12月9日	八戸石灰	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし
12月12日 ～12月13日	大滝根	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	不適	1. 坑廃水処理施設及び排水系統に係る事項について、届出内容と相違しているため、必要な届出を行うよう指導した。 2. 沈殿池排水路内に落石があるため、排除するよう指導した。
12月14日 ～12月15日	中森	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 車両系鉱山機械の月次点検について、現況調査を実施し、点検頻度について検討するよう指導した。 2. 油圧ショベルブレイカー及びクローラードリルの月次点検については、未実施の月が発生しないよう改善策を検討するよう指導した。
12月14日 ～12月15日	万太郎	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 車両系鉱山機械の月次点検について、現況調査を実施し、点検頻度について検討するよう指導した。 2. 油圧ショベルブレイカー及びクローラードリルの月次点検については、未実施の月が発生しないよう改善策を検討するよう指導した。
12月15日	万太郎	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山の作業場における粉じんの基準適合及び保守管理状況について立入検査を行った。	適	特になし

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
12月27日 1月10日 ～1月11日	新浪板	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づく報告による災害特別検査を行った。	不適	1. 現況調査を実施し、災害の原因を究明するとともに再発防止対策を講ずるよう指導した。
1月9日	八橋	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第41条第1項に基づく報告による鉱害特別検査を行った。		漏油事故について、発生原因を究明し再発防止対策を講ずるよう指導した。
1月26日 ～1月27日	八茎	石灰石	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、休閉山時対策措置が適正に実施されているかについて立入検査を行った。	適	特になし
2月22日 ～2月23日	大船渡	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 作業監督者の選任届の提出について指導した。 2. 請負業者による巡視点検については、鉱山が定めるとおり実施するよう指導した。
2月22日 ～2月23日	大船渡	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし
2月23日 ～2月24日	興北	金	廃止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし
2月24日	鷹生	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	特になし
3月14日 ～3月15日	小坂	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし
3月15日 ～3月16日	三共常葉	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 電気設備年次点検の結果、重大指摘事項等として報告書に記載されたものについては、早急に対策を講ずるよう指導した。 2. 坑内火災が発生した際の坑口までの煙の到達時間について、冬場のみでなく夏場にも現況調査を行いよう指導した。 3. スクリューコンベア等のモータープーリー部の保護カバーについて、全体に覆われていないものが認められたため全体が覆えるように設備するよう指導した。
3月16日 ～3月17日	細倉	鉛・亜鉛	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし
3月16日 ～3月17日	大滝根	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 緊急時の連絡及び退避方法について、現況調査を実施し、問題ないか検討するよう指導した。

注1: 操業状態の区分は、次のとおり。

- 稼行: 鉱業法に基づき鉱業が行われているもの。
- 休止: 鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの。
- 廃止: 鉱業法に基づき鉱業権が消滅したもの。

注2: 結果の区分は、次のとおり。

- 不適: 鉱山保安法令に不適合等である事項が認められた検査等の結果。
- 適: 「不適」以外の検査等の結果。